

## ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国には、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が350万人以上いると推定されており、肝炎対策基本法や特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法には、国の法的責任が明記されている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成としては、現在、肝炎治療特別促進事業が行われているが、対象となる医療がB型・C型肝炎の減少を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象外となる患者は相当数に上る。特に、肝硬変、肝がん患者は、重度の病態により就労困難な上、高額な医療費を負担せざるを得ず、生活に困難を来している。また、身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準は、患者の実態に沿ったものとなっておらず、生活支援の実効性を発揮していないとの指摘が肝炎対策推進協議会においてもなされているところである。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の成立に際しても、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされている。肝硬変、肝がん患者は、毎日120人以上が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もない課題である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記の事項について速やかに必要な措置を講ずるよう強く求める。

### 記

1. ウイルス性肝硬変、肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年3月26日

大 阪 府 茨 木 市 議 会